

新旧対照表

横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものの調査の項目等（令和２年横浜市告示第 85 号）

旧						新					
(本文省略)						(本文省略)					
別表						別表					
	(あ) 調査項目			(い) 調査方法	(う) 判定基準		(あ) 調査項目			(い) 調査方法	(う) 判定基準
(13)	防火区画	防火区画の外周部	令第 128 条の 3 第 5 項の規定により読み替えて準用する令第 112 条第 16 項に規定する外壁等及び令第 128 条の 3 第 5 項の規定により準用する令第 112 条第 17 項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	<u>目視</u> により確認する。	令第 128 条の 3 第 5 項の規定により読み替えて準用する令第 112 条第 16 項に規定する外壁等、令第 128 条の 3 第 5 項の規定により準用する令第 112 条第 17 項に規定する防火設備に損傷があること。	(13)	防火区画	防火区画の外周部	令第 128 条の 3 第 5 項の規定により読み替えて準用する令第 112 条第 16 項に規定する外壁等及び令第 128 条の 3 第 5 項の規定により準用する令第 112 条第 17 項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	<u>目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）</u> により確認する。	令第 128 条の 3 第 5 項の規定により読み替えて準用する令第 112 条第 16 項に規定する外壁等、令第 128 条の 3 第 5 項の規定により準用する令第 112 条第 17 項に規定する防火設備に損傷があること。
(14)省略						(14)省略					
(15)	壁の室内に面する部分	耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から <u>目視</u> により確認する。	令第 128 条の 3 第 5 項の規定により読み替えて準用する令第 112 条第 16 項に規定する外壁等、令第 128 条の 3 第 5 項の規定により準用する令第 112 条第 17 項に規定する	(15)	壁の室内に面する部分	耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から <u>目視等</u> により確認する。	令第 128 条の 3 第 5 項の規定により読み替えて準用する令第 112 条第 16 項に規定する外壁等、令第 128 条の 3 第 5 項の規定により準用する令第 112 条第 17 項に規定する

					防火設備に損傷があること。
(16)	令第128条の3第1項第1号に規定する床版	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	<u>目視</u> により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(17)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	<u>目視</u> により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(18)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	<u>目視</u> により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(19)省略					
(20)	床	耐火構造の床（防火区画を構成するものに限る。）	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部分の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては点検口等から <u>目視</u> により確認する。	令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第20項若しくは第21項又は令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第129条の2の4の規定に適合しないこと。
(21)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況	<u>目視</u> 及び設計図書等により確認する。	令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第19項の規定に適合しないこと。

					防火設備に損傷があること。
(16)	令第128条の3第1項第1号に規定する床版	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	<u>目視等</u> により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(17)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	<u>目視等</u> により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(18)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	<u>目視等</u> により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(19)省略					
(20)	床	耐火構造の床（防火区画を構成するものに限る。）	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部分の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては点検口等から <u>目視等</u> により確認する。	令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第20項若しくは第21項又は令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第129条の2の4の規定に適合しないこと。
(21)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況	<u>目視等</u> 及び設計図書等により確認する。	令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第19項の規定に適合しないこと。

(22)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況	<u>目視</u> 及び設計図書等により確認する。	令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第19項の規定に適合しないこと。
(23) 省略				
(24)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	<u>目視</u> により確認する。	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第19項第2号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備に限る。）に支障があること。
(25) 省略				
(別記省略)				

(22)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況	<u>目視等</u> 及び設計図書等により確認する。	令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第19項の規定に適合しないこと。
(23) 省略				
(24)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	<u>目視等</u> により確認する。	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第19項第2号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備に限る。）に支障があること。
(25) 省略				
(別記省略)				